1. 電子契約とは

従来の紙の契約書に代わり、インターネット上で提供されるクラウドサービスを利用して、契約の 締結を行うものです。

米子市では電子契約に「クラウドサイン」を利用します。



※クラウドサインについて

多くの企業や地方自治体で導入実績がある電子契約サービスであり、政府が求めるセキュリティ要求を満たしている クラウドサービスを予め評価・登録する制度であるISMAPにも登録されています。また、電子署名法や電子帳簿保存法 に準拠する仕様を標準仕様としていることから、法的にも安心してご利用いただけます。

2. 電子契約の対象案件

令和 5 年度以降の契約が対象となります。ただし、書面で行うことが法令等で規定されているものは除きます。

また、契約事業者様が電子契約に同意されない場合は、従来どおり紙の契約書で契約させていただくこととなります。

3. 電子契約を行うメリット

- (1) 契約書の印刷・製本・押印・持参(郵送)等の作業がなくなり、ウェブ上で契約手続が完結するため、契約事務にかかる時間が縮減されます。
- (2) (1) に挙げた作業にかかるコストのほか、印紙税が不要となるためコストの削減が図れます。

4. 電子契約を行う際の事務の流れ

- (1) 電子契約の利用については、当該契約の担当者からご案内いたします。
- (2) 電子契約を行うことについてご同意いただいた場合は、電子契約の締結に使用するメールアドレス等を確認するため「電子契約利用申出書」を、電子メールでご提出ください。
- (3)本市の担当者が契約書データ(PDFファイル)をクラウド上にアップロードすると、クラウド サインからアップロード先のURLが、「電子契約利用申出書」に記載いただいたメールアドレ スに送付されます。
- (4) 届いたURLにアクセスしていただき、契約書データの内容をご確認のうえ契約締結に同意していただくと次の方にURLがメールで届きます。最後の方(事業者様側の契約締結権限者様)が 契約締結に同意していただくと契約締結手続は完了です。
- (5) 契約締結完了のメールが届きますので、電子署名が付与された契約書(PDF)を保存してください。

5. 電子契約の承認フロー

契約締結に関する同意は以下の順に行われます(前の人が同意すると次の人へURLが送信される)。

米子市担当者→米子市承認者→ご担当者様→契約締結権限者様